

中古・中世文学に見る「七歳」の意味

— 小学校満六歳入学制の淵源として —

松本 昭彦

要旨

現行の学校教育法において、小学校への入学は満六歳と定められている。これは明治の初期に学校制度が始まって以来の制度である。これは、欧米の学校制度を参考にすると同時に、前近代の日本の子供観の反映でもある。中古・中世に遡って見てみると、数え「七歳」は、子供がこの世界に定着し始める年齢であり、大人に近い役割を期待され始める。そして、童殿上や芸能、仏道修行の開始など、いろいろな面で子供が大人と同じ仕事を始める時期であり、そのための教育が開始される時期であることがわかる。このような「七歳」のあり方が近世を経過して近代にもつながり、「満六歳入学制」を生み出したと考えられる。

一 はじめに

現在の「学校教育法」において、小学校への児童の入学は満六歳と定められている。

保護者(略)は、子女の満六才に達したる日の翌日以後における最初の学年の初から、満十二才に達したる日の属する学年の終りまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。(学校教育法・第二章「小学校」第二十二條)

これは、明治時代に近代の学校制度が創始された時から続く制度である。

つまり、まず明治五年(一八七二)八月の「学制」において、

尋常小学を分て上下二等とす。此二等は男女共必ず卒業すへきものとす(中略)。下等小学は六歳より九歳まで上等小学は十歳より十三歳までに卒業せしむるを法則とす。(第二十七章)

と規定し、「六歳入学制」が創設され、さらに明治八年(一八七五)一月の文部省布達「小学学齢を定むる事」では

小学学齢の儀、自今満六年より満十四年までと相定候条、此旨布達候事 (明治八年一月八日・文部省布達第一号)

と、その年齢が満年齢と説明されたのである。これが、明治十二年(一八七九)の「教育令」第十三条、明治十三年(一八八〇)の「教育令改正」第十三条、明治十八年の「教育令改正」第九条、明治十九年の「小学校令」第三条、明治二十三年の「小学校令」第二十条と受け継がれ、さらに、明治三十三年(一九〇〇)八月二十日の「小学校令改正」(いわゆる「第三次小学校令」)第三十二条によって

児童満六歳に達したる翌月より満十四歳に至る八箇年を以て学齢とす。学齢児童の学齢に達したる月以後に於ける最初の学年の始を以て就学の始期とし、尋常小学校の教科を修了したるときを以て就学の終期とす

と、その就学の期間がより具体的に規定され、昭和十六年(一九四一)の「小学校令改正(国民学校令)」を経て、冒頭の、現在に至る学校教育法につながるわけである。

さて、では、以上のように近代の学校制度において、その始発期から一貫して変更のない「満六歳」における入学の制度は、どこにその根拠が求められるのであろうか。

もちろん、明治の初めに学校制度を創設しようとした際には、諸外国の先例が参考にされた。中でも、フランスを中心にドイツやアメリカ等欧米列強の例は重視されたものと思われる。しかし、当然、日本の近代以前における教育のあり方も影響を持ったはずである。さらに言えば、近代以前の「子ども」観が反映されたものとして「満六歳入学制」はあったはずとも言えよう。

本稿では、このような観点のもとに、近代以前、それもさらに遡って、中古・中世の文学作品を中心に、「満六歳」が人の成長過程においてどのような年齢であったかを見ていくことによって、満六歳入学制の淵源をたどり、その制度設定の理由の一端を考えてみたい。

松本昭彦
なお、近代以前において、年齢は普通「かぞえ」で数えられた。つまり、満六歳は「かぞえ」では、七歳および八歳になる。本稿では、以下、年齢は特に断らないかぎり「かぞえ」での年齢を意味する。

二 七歳における質的転換

さて、この満六歳、つまり「かぞえ」での「七、八歳」、特に「七歳」というのは、近代以前の民俗社会においては、殊に重要な意味を帯びていた。例えば「七歳までは神のうち」という言葉にみられるように、それ以前と以後とで、人間としてのあり方に質の違いを見ていたようなのである。つまり、七歳になって初めて一人の「人間」として、この世にしっかりと定着し始めるのであって、それ以前は、いわば人間でありながら、神霊の世界ともつながりのある、中間的な存在と考えられたわけである。

この事が当時の人々の実際の生活上で端的に表れるのが、葬送の方法であった。つまり、七歳以前の子供が亡くなった場合は、通常の葬送が避けられ、亡骸を袋に入れて山中に置くという形で葬送が行われ、大人のような本格的な葬送は行えないのが通例であったのである。例えば、藤原実資の『小右記』永祚二年（九九〇）七月の記事によれば、

十一日、申の剋許り、小女児入滅す。悲嘆血を泣く。

十二日、陳泰朝臣を召して、児を出すべき事を問ふ。七歳以下更に厳重すべからず。

十三日、昨日陳泰の申す旨を以て、小児を裹ましめ、扶義・懷通（懷通抱く）・忠節を相ひ副へ、雑人両三をして今八坂の東方の平山に置かしむ。

とあって、七歳以下の「小女児」が亡くなった際、陰陽師の陳泰は通常の葬送を禁じて、郊外の八坂の東の山に遺骸を置かせている。また、鎌倉時代の神祇伯・仲資王の日記『仲資王記』にも、幼い皇女の葬送について、（後鳥羽上皇皇女没）□小人の御事普通の例に似ざる歟の由、法印（行寂）計らはるるなり。然而るに愚息小僧三人北首御所に祇候す。彼の御菩提を訪ひ奉るべき故なり。七歳以前、喪礼なく仏事なきの故なり。普通の例、袋に納め、山野に墮し了んぬ。而るに此の御事においては、予悲歎の余り、東山の堂に安置し奉り了んぬ。

〔建永二年（一二〇七）七月二十九日裏書〕
として、「普通の例」は亡骸を「袋に納め、山野に墮」すものだとしている。これらは、『養老令』の「仮寧令」第四条に、生まれて三ヶ月から七歳の間に亡くなった者について「無服殤」（喪服を着けずに心喪する者）と規定しているところから来ている。

そして、七歳までの性格が物語・説話で象徴的に表れている話が、次の『神道集』巻八に見られる説話である。ある村で子供が生まれた時の話で

ある。

大なる光物飛び来りて、この大木の東の枝に居たりけり。…根の下より「何に。今何事か有る」と問ひければ、彼の光物語りけるは、

「甲賀郡の内に、由良の里にこそ、今東西軒を並べて同時に産して候ふが、疾く名を付けて、七歳以前に取らんとして候へば、親共が賢く

して、胎内にて名を付けて候ふ間、力に及ばず」と語りければ…

魔物同士の会話であるが、魔物が親より先に、生まれた子供に名前を付けてしまうと、その子は「七歳以前」に魔物に取られてしまう、というのである。「名付け」の民俗的意味も重要な点だが、ここでは、子供に対して魔物が魔力を発揮できる「七歳以前」という時期に注目したい。七歳までは、このように一方で神霊の世界とも近く、そちらに帰ってしまう危険性を帯びた存在であり、その分、親たちからの手厚い保護が必要とされたわけ、七歳以降とそれ以前では、人間の成長段階（この世界への定着度と言ひ換えることもできよう）が質的に異なると考えられたようなのである。

逆に、そこを過ぎると、一個の人間としてこの世に定着し始め、大人に近い役割を果たすことを期待され始める。

この、七歳前後での役割（立場）の変化は、例えば、『延慶本平家物語』巻七では、次のような設定となって表現される。

（役行者は）三歳の時より父に後れて、七歳までは母の恵にて成人す。七歳よりは母に孝養す。

すなわち、役行者という超人的人物についての話ではあるが、七歳までの、母の庇護を受ける立場から、七歳以後の、母を養う立場へと、百八十度の転換が果たされるわけである。

また、『うつほ物語』「楼の上・下」巻では、芸能に関する話であるが、琴の音色が、七歳で大人と同質になるといふ話柄がある。

（藤原仲忠の母・尚侍）「昔、（私の父・清原俊蔭は私に琴を）四つにて習はし給ひしに、…音をよく弾き伝へることは、七つよりなむ、
『大人の琴の音になりぬ』とのたまひし」

非常な才能の持ち主についての話であるが、七歳が、技量が質的に変化した時期と語られている。

いずれの話も、人としての成長過程において、七歳の前後で、その質が劇的に変化し、大人に近づいたことが見て取れよう。

さらに、七歳以降、認識能力においても大人と質的に同等の存在となることが期待され始めたことは、『宝物集』や『源平盛衰記』で「五、六歳」を知識や判断力のない幼稚な年齢（の典型）としていることから推測できる。

『宝物集』（第二種七巻本）巻第二では、参詣の女の「いづくを六道とは申ぞ」との問いに、僧が「六道をしらぬ人やは侍る。この世に、五つ六つの子どもや、あやしき下衆どもぞ知りて侍るめるは」云々と答える場面がある。「まだ幼く、知識のないはずの五、六歳の幼児でさえ知っているのに」というニュアンスである。また、『源平盛衰記』巻第三「資盛乗会狼藉事」では、平清盛の孫・資盛が、時の関白藤原基房の車列への無礼をとがめられたのに対して仕返した際、その父・重盛は「幼稚と云ふは五、六歳の時なり、汝十歳に余れり。争か礼儀を存せざらん」と資盛を叱責している。五、六歳が幼稚のピーク、というか、それ以後の年齢と比べて幼稚さが目立つ時期だということは、七歳以降が、大人に近い認識能力を期待され、実際にも持ち始める時期であったことの裏返しだと言えるよう。

以上見たように、中古・中世の人々にとって、七歳というのは、質的に大人に近い存在として、この世にしっかり定着し始める時期であることが、確認できるのである。

三 七歳における快挙

「七歳で人間として質的に大人に近づき始める」ということは、早熟なあるいは天才的な子供においては、七歳に至れば大人顔負けの仕事ができるようになる、ということからも導かれよう。

例えば、学問の分野では、『うつほ物語』「俊蔭」巻で、清原俊蔭は、七歳で高麗人と漢文を書き交わしている。また同「祭の使」巻では、藤英は七歳で大学寮に入学しているが、これも漢詩文に対する才能を認められたことであろう。

また、芸能分野では、『源平盛衰記』巻第三十八「平家公達最後並頸共掛一谷事」で、敦盛最期の話の中のいわゆる「青葉の笛」(『盛衰記』では「さえだ」)について、

彼の笛と申すは、父経盛笛の上手にて御座しけるが、砂金百両宋朝に被渡て、よき漢竹を一枝取寄せ、殊によき両節間を一よ取、天台座主前明雲僧正に被仰て、秘密瑜伽壇に立て、七日加持して、秘蔵して被彫たりし笛也。子息達の中には、敦盛器量の仁なりとて、七歳の時より伝て持れたりけり。夜深る儘にさええければ、「さえだ」と名付られける也。

と語られ、敦盛は音楽の器量を認められて七歳で宝物の笛を伝領したことになる。

さらに、武士の話では、「弓とりの子は、七歳になれば、親の敵をうつ」という諺が注目される。『曾我物語』巻第七で、曾我五郎の談話の中に出てくるものだが、中国の李將軍が虎に害されてから生まれた子の「かふりよく」は、七歳なって、ある時、親の敵討ちのため七日七夜野辺を探し回った挙げ句、敵の虎を見つけて射たところ、実は石で、それに矢が射立ったという話を語った後、五郎は、

されば、「弓とりの子は、七歳になれば、親の敵をうつ」とは、この心なり。

というのである。兄十郎に敵討ちの決心を語る中の言葉だが、武士の子(の中の傑出した者)は、七歳になれば大人顔負けの働きをして、敵討ちさえできるものだ、ということであろう。また、同じく『曾我物語』巻第二に、夫・祐通を討たれた妻の、五歳と三歳の遺児(曾我十郎・五郎)への戒めの言葉の中に、討たれた周の幽好王の子が、七歳の十一月に、親の敵・仲好町を討って、その首を父の墓に懸けたという話もある。ここでも、先の諺が念頭にあったと見てよいだろう。

同じ諺(成句的表現)は、『沙石集』巻第七第六話に、母とその密夫が共謀して父を殺そうと計画しているのを聞いた七歳と五歳の兄弟が、その男が眠っている間に刺殺したのに対して

さてしも隠し置べきにあらねば、鎌倉へ供して上りて、事の子細申ければ、「七つ子の親の敵打事は、いひつたへたれども、まのあたり未だ見聞かず」とて、奉行の人共も、「弓箭とるものゝ子共は、いかにもやうありけり」とて、感涙を流しけり。

とする話にも見られる。中世においてある程度広まっていた諺なのである。中世において、七歳は、武士の子においても、一人前あるいはそれ以上の働きがありうると思われた年齢なのである。

以上の、天才的な七歳がいろいろな分野で大人と同等以上の働きをする話は、七歳が、一個の人間としてこの世で役割を担い始める、文字通り画期的な段階であることを意味するだろう。

四 七歳での教育開始

前節までは、様々な分野で天才的な七歳の子供がその分野での一人前

上の快挙を果たす話を見てきたが、これは逆に言うと、子供が成長し、大人と同じ質の仕事・働きを少なくとも〈目指せる〉段階に至る時期が「七歳」なのだ、と言えるだろう。つまり、第二・三節の天才的少数者に対し、これにもう少し普通の子供をも含めて言えば、七歳は、この世界の「人」に正式に仲間入りをして、大人と同等の働きをするための学習が開始できる年齢だということになる。民俗学者の柳田国男は、『家閑談』「社会と子ども」(定本柳田国男集・第十五卷)で、

さうして人を大人にする教育の此年(七歳のこと・松本注)を以つて始まつて居たことは、是も亦書物の中から証明を引くことが出来ると思ふ。

と言っている。柳田は具体的な「証明」を引用していないので、本稿では、中古・中世の作品から探してみる。最初に芸術・学問分野から。

まず、物語では、『源氏物語』「桐壺」巻で、

(光源氏は)今は内裏にのみ候ひ給ふ。七つになり給へば、読書始なせさせ給ひて、世に知らず聡う賢くおはすれば、あまり恐ろしきまで(帝は)御覧す。

とあって、源氏の「読書始め」つまり漢学の学習開始が七歳であったとしている。⁽²⁾

また、少し時代下って、十二世紀の関白・藤原忠実について、『文机談』には、

糸竹譜といひて天の下の鏡にするは、この殿下(忠実)の御筆譜なり。この殿下、按察大納言宗俊卿に伝へさせ給ふ。かの御譜の端書きには、「予、七歳にして筆を習ひ、十三にして楽を習ふ」とあるとかや。この事不審にて細かに尋ね侍りしかば、七年のほどは曲の御沙汰に及ばず、ただかく御手のあやつり、ゆり、をし、とりなどする左右の御てしな、とかくかやうのことをのみ御さばかりありて、十三の御

年まで七年は、楽の御沙汰は一もなし。さて十三の御歳はじめて曲を習はせ給に、たどれる御事なくして妙なり。久しく弾きつる人よりもなをすぐれさせ給。

という話がある。ここでも、忠実は筆を七歳から習い始めたが、十三歳までは、いわば基本動作の反復練習のみで、具体的な曲の練習は十三歳からだった、となっている。これは歴史上の人物の話で、裏は取れないが事実らしいので、逆に一回的事実にすぎないとも言えそうだが、その練習のあり方が、十三歳からのレベルアップともども理にかなっており、忠実の親たちに、「七歳が教育可能な最も低い年齢」という意識があつてのことと言つてよいだろう。

また、前出の『うつほ物語』「俊蔭」巻で、清原俊蔭の娘(後の尚侍)は、「(父は私に琴を)四つにて習はし給ひし」と言っていたが、朱雀院の伝聞としては「(俊蔭には)ただ娘一人ありける。年七歳より習はしけるに、父の手にいと多くまさりて弾きければ……」となっている。天才的な娘に対し、超英才教育で四歳から教え始めたが、それは内々のことで、いわば世間に公表しての教育開始が七歳からということであろう。

『うつほ物語』の俊蔭娘や、『源氏物語』の光源氏、最上級貴族の藤原忠実など、やはり普通の子とは別格のヒーロー・ヒロインとも言えるが、七歳が教育・学習開始可能な年齢という意識が広くあったために、このような年齢設定となっているのだと言えよう。

次に、最も多く見られる例が、七歳からの仏道修行・信仰の開始である。以下、列挙してみる。

まず、再三出ている『うつほ物語』「俊蔭」巻で、

(俊蔭、唐に行こうとして難破)波斯国に放たれぬ。その国の渚に打ち寄せられて、便りなく悲しきに、涙を流して、「七歳より俊蔭が仕

うまつる本尊、現れ給へ」と、観音の本誓を念じ奉るに、鳥・獣だに見えぬ渚に、鞍置きたる青き馬、出で来て、踊り歩いていなく。

と、俊蔭は七歳で観音信仰を始めたとしている。

次に『今昔物語集』巻十六第16話（『古今著聞集』第六八二話も同話）では、

今は昔、山城の国、久世の郡に住みける人の娘、年七歳より観音品を受け習ひて読誦しけり。毎月の十八日には精進にして、観音を念じ奉りけり。十二歳に成るに、遂に法花経一部を習ひ畢ぬ。

と、庶民の娘が七歳で法華経の観音普門品を習い始めている。

また、『平治物語』では、源義朝の妻常盤について、

（清盛が、義朝の遺児を失うよう命じたのを受けて、常盤御前）仏の御前にて申けるは、「わらはは、観音にたのみをかけまいらせ、七歳のとしより月まうでおこたらず。十三のとしより月ごとに一部の法華経をこたらず、十九の歳より月ごとに三十三礼の聖容をすりたてまつる。

…観音の慈悲利生なれば、後世までと申とも、何にかなへさせたまはざるべき。いかにいはんや、今生に三人の子共の命を助てわらはにみせさせ給へ」

と、七歳からの清水観音への月毎の参詣が語られる。

さらに『宇治拾遺物語』第一二三話「海賊発心の事」では、海賊の襲撃を免れた僧の言葉にも、「七つより、法華経よみ奉りて、日ごろも異事なく、物の恐ろしきままにも、よみ奉りたれば」助けられたのだろう、とある。

さらに、『古今著聞集』第四六話では、浄蔵という有名な僧がある時「験比べ」をしたのだが、その際に、

浄蔵が云く、「生年七歳より父母のふところを出て、山林を家として雲霧をしき物とす。日々に身をくだき夜々に心をついやす。ねんごろに肝胆をくだひて、またく身命をおします。これあへて名利のために

せず、無上菩提のためなり。もし我をしらば、ばくの石わたすべし」といふ。其時ばくの石飛出て、おちあがる事鞆のごとし。

とある。ここでは、父母の養育を離れ、出家抖擻を開始したのが、七歳となっている。親たちが子供に主体的な仏道信仰を始めさせる時期として、七歳が意味を持つということであろう。信仰や修行の開始が七歳である例が多いのは、一人の人間としてこの世界に定着し、神仏に向かい合うことができる段階に至ったということでもあろう。

次に、七歳で朝廷等への出仕の見習いを始める例を挙げる。『源氏物語』「須磨」巻で光源氏は、

七つになり給ひしこのかた、帝の御前に夜昼候ひ給ひて、奏し給ふことのならぬはなかりしかば、この御いたはりにかからぬ人なく、御徳を喜ばぬやはありし。

とあって、源氏は七歳から父・桐壺帝に仕えたとされている。また、同じく『源氏物語』「若菜・下」巻には、

（朱雀院は）右の大殿（髭黒）の御子ども二人、大将（夕霧）の御子、典侍腹の加へて三人、まだ小さき七つより上のは、みな殿上せさせたまふ。

とあり、ある機会に朱雀院は、「まだ小さいが」としながら、髭黒・夕霧の七歳以上の子をみな童殿上させている。「七歳」が、童殿上の下限であることが明確に出ている用例である。

さらに、『平家物語』（覚一本・百二十句本等）では、鹿ヶ谷の陰謀に連座した藤原成経が、平家方への出頭に先立って、

少将（成経）、今年二歳になり給ふ若君ましましけり。…いまはの時になりしかば、さすがに心にやかかりけん、「幼き者を一目見候はばや」とのたまひければ、乳母の女房抱き奉りて参りたり。少将、若

君を膝のうへにおき、髪かきなでて、「無慚や、なんちが七歳にならば男になし、内へ参らせんとこそ思ひつるに、今はかかる身になりぬれば、言ふにかひなし。もしなんち命生きて、ことゆゑなく生ひたちたらば、法師になり、我が後世をとぶらへよ」

と語りかける場面がある。ここでは希望として息子を七歳で元服させ、天皇へ出仕させたかかったと言っている。三つの例とも、いわゆる「童殿上」(殿上の作法を身につけるため、元服前後に昇殿すること)というものである。後述するように、八歳で童殿上する話もいくつか例があるが、最も早くには、七歳で可能という前提だろう。

以上見てきたように、七歳になると、芸能や漢詩文の教育・学習が可能になり、上級貴族の子弟が貴族見習いとして童殿上するのも早く七歳であり、仏道の修行・信仰がただ親に連れて行かれるのではなく、本人の意志を伴って行われるのも七歳であった。

このことが、教育者の視点でさらに一般的に法則化されているのが、『風姿花伝』第一「年来稽古条々・七歳」である。

一、此の芸にをひて、大方、七歳をもて、初とす。此比の能の稽古、必ず、その物自然とし出だす事に、得たる風体あるべし。舞・働の間、音曲、若くは怒れる事などにもあれ、風度し出ださんかゝりを、うち任せて、心のまゝにせさすべし。さのみに善き、悪しきとは、教ふべからず。あまりに痛く諫むれば、童は氣を失ひて、能、物くさく成りたちぬれば、やがて、能はとまる也。たゞ、音曲・働・舞などならでは、せさすべからず。さのみの物まねは、たとひ、すべくとも、教ふまじきなり。

この中で世阿弥は「思うがままにやらせてみたらよい」「あまり細かく良い悪いと指摘してはいけない。あまりにやかましく言くと、子供はやる気

をなくして進歩が止まってしまふ」「基本的なことに限って教えるべきだ」など、子供の実態をよく踏まえた物言いをしており、実際の能楽指導のなから生まれきたものである。それだけに、ここで世阿弥が言う「七歳からの稽古開始」は、説得力を持つ。中世において、芸能の家の子とは言え、普通の子供が稽古(学習)を開始するのに「七歳」を適齢としたのは、前述の、中古・中世の物語や説話に見られる七歳のあり方とも通じ、この時代の子供たちの成長過程や、当時の人々の子供観を反映したものと見えよう。

こうして、中古・中世を通じて、「七歳」は教育を開始できる年齢として人々に意識されていたことがわかるのである。本稿では近世の資料の分析をする用意はないが、近代の学校制度における「満六歳入学制」の淵源として、以上のような「かぞえ歳七歳」に対する意識・見方があったことは、まず指摘してよいことであろう。

五 おわりに

以上、七歳の特異性を示す用例を検討してきたが、最後に、その前後の六・八歳についての例を検討し、それらと比較しても七歳が特別の意味を持ちうるのかを確認しておく。

まず六歳であるが、本稿のテーマに関わって気になる用例は、次の四つであった。

・『うつほ物語』「楼の上・上」巻

(仲忠)「娘・犬宮が」物の心もしり給はば、心静かにて、さるべからん所を造りて、率て奉りて習はし奉らんと、夜は眼をさまし、昼はこれを思ひめぐらし侍るに、本意のごと静かなるべし事の難かべいを

なん、如何様にせましと思ひ侍る。(犬宮は) 来年は七つになり給ふ。今までこれを教へ奉らぬ事。(犬宮の祖母・尚侍) は四つよりこそ弾き給ひけれ。……」

・『落窪物語』巻一

女君、人なきをりにて、琴いとをかしうなつかしう弾き臥し給へり。帯刀をかしと聞きて、「かかるわざし給ひけるは」といへば、(女君の女房・阿漕) 「さかし。故上の、(女君が) 六歳におはせし時より、教へ奉り給へるぞ」といふ程に、少将いと忍びておはしにけり。

・『源平盛衰記』巻第二十「石橋合戦事」

文三(主人の佐奈田与一に) 申しけるは、「殿の二歳の時より、家安親代りと成りて夜は胸にかかへ奉りて夜通し勞り、昼は肩にのせ終日に育み奉り、早く成人し給ひて人に勝れ給はん事を願き。五、六歳に成り給ひしかば、竹の小弓に小竹矯の矢、的、草鹿、兎こそ射れ角こそ射れ、馬に乗てはとこそ馳れ角こそ馳れと教へ生ひ立て奉る……」。

松本昭彦

・『太平記』巻三十三

この義興と申すは、故新田左中将義貞の思人の腹に生れたりしかば、兄越後守義頭が打たれし後も、親父なほこれを嫡子には立てず、三男武蔵守義宗を六歳の時より昇殿せさせて、時めきしかば、義興はあるにもあらぬ孤にて上野国に居たりしを、……

『うつほ物語』の例は、仲忠が六歳の娘(犬宮)に琴を教え始めるといふ記事である。先にも見たようにその祖母(尚侍)は四歳で稽古を始めており、早く教え始めようという気持ちで語られている。ただ、尚侍の「四歳」に明らかかなように、実は俊蔭・尚侍・仲忠・犬宮と続くこの家系は、こと音楽に関しては、超人的な才能を有ししばしば奇蹟を起こす。その血族間での、異国で俊蔭が手に入れた名器と技量の伝承がこの物語の一大テーマとなっていて、尚侍の四歳や、犬宮の六歳は、通常の間人ではない「変

化の者」ゆえの超英才教育という面があるのである。また、『太平記』の例は、新田義貞が愛人腹の息・義興への対抗上、三男の義宗を特に遇したという事情があつての一回的事実のようであり、「六歳」の性格を示す例とは言えない。

よつて、この二例を除くと、残りは『落窪物語』と『源平盛衰記』の二例である。この二例はまず普通の人間に対する教育開始であつて、本稿で見た「七歳」の意味に対する反例となりうる。しかし、先の二例も含めて、これらは七歳の場合のよう象徴的意味を持つ例でもないことから、六歳で教育が開始されたりすることが皆無というわけではないが、やはり例外としてよいだろう。

これに対し、八歳については、以下のように出仕(見習)を中心にいくつか関連する例が見つかった。

・『うつほ物語』「蔵開・中」巻

宰相の中将の君の御子、宮はたといひて、八歳ばかりにて、殿上にあり。

・『源氏物語』「賢木」巻

中将の御子の、今年はじめて殿上する、八つ九つばかりにて、声いとおもしろく、笙の笛吹きなどするを、うつくしびもてあそびたまふ。

・『平家物語』巻二・第十五句(百二十句本)

(成経) 八歳のときより御所へ参りはじめ、十二より朝夕龍顔に近づきまいらせ、朝恩にのみあきみちてこそ候ひつるに

・『平家物語』巻七・第六十九句(百二十句本)

(経正) 八歳のとき、参りはじめ候うて、十三にて元服つかまつり候ひしまでは、あひいたはることの候ひしよりほかは、御前をたち去ることも候はざりに、

・『平家物語』巻十・第九十七句(百二十句本)

(維盛家来) 石童丸も滝口入道に髮剃らせ、同じく戒をぞたもちける。これも八歳のときより付きたてまつり、不便にし給ひしかば、重景にも劣らず思ひたてまつる。

・『春日権現験記』巻九・第一話

(ある貧しい女) 我が子の八歳になるを出家せさせばやと思ひなりにけり。「さらば興福寺こそ佛法繁昌の所にてあむなれ。おなじくは彼寺僧になさん」と思ひて、八歳の童を具してうはのそらに南都へ下りて、興福寺西の御門の辺に宿りにけり。

・『長谷寺観音験記』下巻・第十九話

我八歳の時親に具せられて始めて長谷に参りて後は、偏に帰し奉り、十七歳の時月詣でを始めしより、深く此の尊に功を入れ奉る。(三國伝記・巻三・第十話に同話)

最後の『春日権現験記』『長谷寺観音験記』が信仰の開始、その他が、天皇や院・貴族に対する出仕(見習)の例である。通常、最も早くには七歳があり得る出仕見習や主体的信仰が、八歳にはさらに広がるということであろう。これらを含め、八歳自体の特異性を示唆するような例は見つからなかった。中古・中世における意識として、やはり「七歳」が、前後の六、八歳と比較しても重要な年齢であったと言えよう。

(注)

1 民俗学では、主に近代の民俗社会における「七歳」での生育儀礼を集め、その意味を考察する論文が多くある。例えば、柳田国男「小児生存権の歴史」「家閑談」(『定本 柳田国男集』第十五巻)、湯川洋司氏「七つ前の子どものいのち」(『民俗学の進展と課題』国書刊行会・1990年)、林直美氏「七歳儀礼の研究」(『伝承文化研究』第1号・2001年)など。

2 加藤理氏「七歳前後の生育儀礼と子どもの発達」(『ちこ』と「わらは」の生活史—日本の中古の子どもたち—)慶応通信・1994年)は、読書始

について、親王の例を集め、「読書始を挙行した年齢は…七歳が最も多く：ほぼ七歳前後が標準的な挙行年齢である」「読書始は…無事な生育を願われながら生活してきた子どもが、これまでとは全く異なる新たな生活に踏み出すための契機をなす儀式である」としている。また、「読書始」という正式の生育儀礼にかぎらず、私的に漢学を始める例も、藤原誠信が天性聡敏で、七歳の秋に『李嶠百二十詠』を習い始め、また冬には源為憲から『口遊』を献じられている(『口遊』序)例などが挙げられる。

3 加藤理氏「「わらは」の生活」(『ちこ』と「わらは」の生活史—日本の中古の子どもたち—)慶応通信・1994年)は、『源氏物語』のこの二例から、「童殿上は七歳以上の子どもたちが行うものと考えられていた」「七歳以上の「わらは」時代になってから、将来への準備は開始するべきと考えられていたことが、童殿上に関する年齢規定からも裏付けられる」とする。

4 近世以後の状況について、民俗学分野では、例えば竹内利美氏「子ども組から若者組へ」(『日本民俗研究大系 第4巻 老少伝承』1983年)が概括的に、「いわゆる「手習い上げ」」「寺子屋入り」がおおむね「七歳」を画期としていた習俗には別段の規制はなかったが、それも旧来の少年期移行儀礼と無縁ではありえなかった」「そしてその線は明治以後の義務教育就学制(学齢入学)にひきつがれて、「入学祝」は今も「家行事」の形でひろくおこなわれ…」と言っている。

尚、本文は、それぞれ次のものによった。引用に際しては、漢文は私に訓み下し、句読点を一部改め、送りがなを振ったところがある。『小右記』|| 大日本古記録、『仲資王記』|| 続史料大成、『養老令』|| 日本思想大系、『神道集』|| 神道大系、『延慶本平家物語』|| 校訂延慶本平家物語、『うつほ物語』|| 一九九五年、桜楓社刊行本、『源平盛衰記』|| 国民文庫本、『曾我物語』|| 新編日本古典文学全集、『沙石集』|| 新編日本古典文学全集、『文机談』|| 一九八九年、笠間書院刊行本、『源氏物語』|| 新編日本古典文学全集、『今昔物語集』|| 新日本古典文学大系、『平治物語』|| 新日本古典文学大系、『宇治拾遺物語』|| 新日本古典文学大系、『古今著聞集』|| 日本古典文学大系、『風姿花伝』|| 新編日本古典文学

全集、『落窪物語』 〓 新日本古典文学大系、『太平記』 〓 新編日本古典文学全集、
『長谷寺観音験記』 〓 一九五四年、長谷寺刊行本、『宝物集』（第二種七卷本） 〓
新日本古典文学大系。